

政令第百五十二号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税定率法施行令の一部改正）

第一条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第十三号中「（課税価格が一キログラムにつき百六十五円三十七銭以下のものに限る。）」を削る。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第六条中「石油樹脂」の下に「（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）」を加える。

第十四条第一項ただし書中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成二

十九年度」に改める。

第三十二条第一項第十六号を削る。

第三十三条第四項中「第十六号」を「第十五号」に改める。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第三条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」に、「五六、六〇〇トン」を「五一、八六〇トン」に改める。

別表第〇七一一・一〇号、第〇七一一・三二号、第〇七一一・三三号、第〇七一一・三四号、第〇七一一・三五号、第〇七一一・三九号、第〇七一一・五〇号、第〇七一一・六〇号及び第〇七一一・九〇号の項中「平成二九年一月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「一二〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」に、「四、一九一、九〇〇トン」を「四、一八一、五〇〇トン」に、「三三七、〇〇〇トン」を「三六二、〇〇〇トン」に、「一一〇、一〇〇トン」を「一二〇、五〇〇トン」に、「一一三、五〇〇トン」を「一〇四、〇〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二九年一月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二三九、三〇〇トン」を「二七七、

三〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」に、「一六六、〇〇〇トン」を「一六五、六〇〇トン」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二二・九九号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」に、「一八、〇〇〇トン」を「一六、七〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」に、「三七、八〇〇トン」を「三八、三〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年

四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に、「三九、九〇〇トン」を「四〇、三〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一〇二・〇〇号及び第四一〇三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二十九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。